

国有林材の素材区分等の簡素化案についての意見の募集の結果について

平成21年3月18日  
北海道森林管理局

国有林材の素材区分等の簡素化に当たって、平成20年12月10日から平成21年1月9日までの期間、その簡素化案について北海道森林管理局ホームページに掲載すること等を通じて、広く国民等から意見を募集するパブリック・コメントを実施したところです。

その結果、募集期間において、当該簡素化案に対して合計39件のご意見が寄せられました。これらのご意見に対する北海道森林管理局の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

なお、お寄せいただいたご意見等を考慮した結果、本簡素化案は以下のとおりとします。

- ・素材区分の簡素化については、現行の3区分（一般材、低質材、原料材）に加え、一般材と低質材を合わせた物件（統合材）を導入します。
- ・等級区分の簡素化については、現案とおりとします。

問い合わせ先  
北海道森林管理局 森林整備部  
販売第一課  
担当：企画官（販売戦略）  
TEL 011(622)5247

国有林材の素材区分等の簡素化案についての意見等に対する考え方

1. 国有林材の素材区分等の簡素化案についての意見

(1) 簡素化案全般に関する意見

事 項	意見等の概要	件数	意見に対する考え方
伝統工芸等木工業者への考慮	簡素化にあたっては、楽器、経木、クラフト、割り箸等木工業者のことも考慮する必要がある。	1	伝統工芸等の素材となるアカエゾマツ等天然林材は極を別とすることから、人工林材と混じることはありません。

(2) 素材区分の簡素化に関する意見

事 項	意見等の概要	件数	意見に対する考え方
素材区分の簡素化	改正案に賛成あるいはやむを得ないと思う。	5	改正案に対しご理解をいただき、感謝申し上げます。
製材工場側の選別等経費の増大	<p>簡素化案になると素材選別土場の確保、選別経費、不必要な原木の転売や輸送費の掛かり増しとなり、原木生産コストは下がっても製材工場側コストは上がる。これ以上、製材工場側のコストアップにつながる見直しはせず、従来どおりの素材区分を希望する。</p> <p>自社に必要な素材物件には原材料、製材等コスト、販売価格と市場原理を反映させた競争入札が可能となりますが、素材区分がなくなれば自社で必要のない原木も同時に購入せざるを得ず、市場競争原理が働きづらくなります。まして今年の新築着工戸数は昨年より減少し、輸出産業も振るわず、建築資材、梱包資材とも需要の大幅減が見込まれ、工場も更なる経営努力をしなければならない状況にありますので、現行どおりの素材区分を強く求めます。</p> <p>素材需要者のニーズに応じた素材区分を優先し、その次に素材生産労働安全衛生、環境保全、素材生産コストダウンとなるのが望ましいと思う。</p> <p>簡素化案は、パルプ材か否かの二者択一の選木基準が適用されると理解します。この選木基準には、建築材・仮設材・梱包材・集成材・合板材等の多様な需要をひとつの枠の中に収め、ひとつの価格へ収縮する危険をはらんでいることから、製材工場等需要者にとってどのような素材区分・等級区分・径級区分が最適なのか、簡素化案の性急な実施は避け、十分な市場調査と対応できる体制の整備をお願いします。</p> <p>原木利用は、20cm上トド・エゾマツは無垢材利用が大半を占め、20cm上カラマツ及び20cm上トドマツ低質材は合板、20cm下カラマツ及び14cm上トドマツ、18cm下トドマツ低質材は羽柄材、梱包材を主流に利用されており、中小規模の工場が各地域に分散し、それぞれの工場で作る製品も異なれば、利用する原木も異なる実態にあります。また、来る住宅瑕疵担保履行法を見据えれば製品の品質管理のための原木利用も変化することから、現行どおりの素材区分を強く求めます。資本力ある者ばかりではなく、中小ながらも堅実に経営努力をしている工場等の健全な事業活動の維持も考えて欲しい。</p> <p>径級区分ごとの極づくりは、特別な希望がない限りその必要性はないと思う。 素材生産業の立場からみると、極づくりが径級区分ごとになれば口数が増え、土場敷がより必要になると思われ、素材生産性の向上等の妨げとならないか。</p>	10	<p>工場における素材選別は、今後の製材工場に必要な不可欠であるものと考えており、素材区分の簡素化後の入札においては、入札者は各工場の実情に応じて選別経費や輸送経費等の掛かり増しとなる分を差し引いて応札するものと考えていること。</p> <p>素材区分の簡素化により、これまで工場で使用していなかった素材も入札物件(極)に含まれることが想定されますが、一つの物件(極)に応札する者は拡大するものと考えており、市場競争原理が働きづらくなるということはないものと考えていること。</p> <p>素材選別については、利用者である製材工場等が行った方がより適切な対応ができるのではないかと考えていること。</p> <p>今後の針葉樹一般材の極づくりは、例えば、「30cm上の極」、「20～28cmの極」、「14～18cmの極」、「13cm下の極」等径級区分で行うことを基本と考えており、これは素材需要者のニーズに対応するものと考えていること。</p> <p>製品の品質管理等から素材利用が変化することが想定されるのであれば、利用者が選別する方向に改正した方が合理的であると考えていること。</p> <p>今後の針葉樹一般材の極づくりは大まかな径級区分ごとに行うことを基本と考えており、2cm刻みの径級区分ごとに極をつくることは考えていないこと。上述の例にも示したとおり「20～28cm」のような極づくりを考えており、これまでもこのような区分で実施していることから、口数(極数)が増えるものとは考えていないこと。</p> <p>等の理由により、素材区分の簡素化を進める必要があると考えます。しかしながら、お寄せいただいた意見等を考慮し、今回の素材区分の簡素化は、現行の3区分(一般材、低質材、原料材)に加え、一般材と低質材を合わせた物件(統合材)を導入することとします。</p>

パルプ材区分	パルプ材区分をつくって欲しい。	1	利用用途は需要者が決めるものと考えており、現行の原材料区分にパルプ材も含まれていることから、現行どおりとします。
低質材区分	径級18cm以下の低質材は、製材歩留まりが低いことなどから一般材込ではなく、原材料として欲しい。また20cm以上の低質材は、利用できる部分が70%以上のものを一般材込として欲しい。また、13cm以下の一般材は原材料区分として欲しい。	1	原材料は「利用不能体積が50%以上を占めるもの」という素材のJASの規格外の考えをもとに区分していることから、変更する考えはありません。
素材システム販売との関係	簡素化案になると工場が必要としない原木も協定数量に含まれることとなり、これは流通・加工の合理化、製品の品質管理、高付加価値化等を選定条件とするシステム販売の趣旨から逸脱しないか。	1	素材区分の簡素化は、国産材の利用拡大に向けた生産・流通・加工の構造改革に資するものと考えており、これはシステム販売の実施趣旨に該当します。

(3)等級区分の簡素化に関する意見

事 項	意見等の概要	件数	意見に対する考え方
ニーズに応じた等級区分による巻き立て	天然林材が減少し、伝統工芸等木工原木入手が困難になってきている。今後、代替が見込まれる人工補正林等30cm上原木に、現行、低質材扱いの 等材が一般材扱いされることにより、原木入手が更に困難になると考えられる。また、針葉樹、 等材や元玉は他の材と別に巻き立てる等の措置をすべきである。	1	・伝統工芸等の素材となるアカエゾマツ等天然林材は極を別とすることから、人工林材と混じることはないこと。 ・これまでの実績では、28cm下のB材の素材生産比率が35%程度、30cm上で 等材と等B材で100%となっていることを踏まえれば、等級を付けないことが購入者の価格算定に利害を及ぼすことはないものと考えていること。
等級などの物件データの提示等	・等級区分が簡素化されることはやむを得ないと思うが、B材や 等材の込極に占める数量または比率を表示して欲しい。 ・素材購入者は、販売者側から示される極積みの径級や等級のデータと現物を見て入札価格算定を行っている。また、JAS規格の普及指導の観点からも径級と等級のデータを事前に提示して欲しい。 ・低質材を含む「一般材込」の極を巻き立てる場合は、30cm上 Bや低質材の木口にスプレーで印をつけたらどうか。印があれば物件明細で分けなくても良いと思う。	5	・これまでの一般材、例えば20～28cmの極は「込、込B」が混ざった状態となっていること。 の理由により、等級区分の簡素化については、原案どおりとします。
等級区分の簡素化	当地域は人工林の間伐材のみであり改正案に賛成。	1	改正案に対しご理解をいただき、感謝申し上げます。

## (4)その他の意見

事 項	意見等の概要	件数	意見に対する考え方
径級区分の見直し	径級区分の価格差が大きいのは、芯去りの柱が取れるかであるので、20cm上の径級区分は「20,22,24込」、「26,28,30込」、「32~38込」、「40上込」とした方が良いと考える。	1	極を巻き立てるときの径級区分を検討した方が良いとの意見であると考えますが、今後の極づくりの参考とさせていただきます。
日本農林規格との整合性	素材や製品の日本農林規格との整合性はどうか。	2	素材の径や長さの寸法、材積、欠点の測定方法は、素材のJASに基づき行うことに変わりはありませんが、括り方を見直すという考え方です。
道産材の競争力の確保	簡素化案の趣旨にある「道産材の競争力の確保」とは何か。	1	今後、重点的に取り組まなければならない方向のひとつとして、量産による製材品のコスト削減で外国製品等との競争に対抗し得るものづくりがあると考えております。 このなかには、素材供給側での低コスト作業システムの構築や木材安定供給等の取組があるとともに、素材需要側での寸法精度や強度等品質性能の明確で多様な製品づくりや加工コストの低減化の取組があると考えており、このような取組を推進していくことが、道産材の競争力の確保に資するものと考えております。
意見交換会、研修会の開催等	作業現場における素材区分評定の目合わせの研修会や、製材工場等需要者側との意見交換会などの開催を検討して欲しい。	5	適宜、開催することを含めて検討して参る考えでおります。
売り払い明細書への表示	売り払い明細書については、毎木の明細表示をして欲しい。	1	より詳細な明細については、今後、検討とします。

## 2. その他(国有林材の素材区分等の簡素化案以外)の意見

事 項	意見等の概要(項目のみ)	件数	意見に対する考え方
素材生産コスト	・素材生産コスト低減による請負生産費の産地別地域格差が拡大するのではないか。 ・素材生産コスト低減を図るならば、素材検知と素材生産の請負事業を一体として発注したかどうか。	2	今回の改正により、素材生産の地域格差が拡大するとは想定していませんが、今後、素材区分の見直しの趣旨を踏まえた素材生産に努めて参りたいと考えております。 また、素材生産の請負事業については、コスト縮減に向け、総合的に検討して参りたいと考えております。
素材検知	簡素化案になると、現行、層積検知で行っていたものを毎木検知することとなることから、検知経費の増加とらないか。	1	等級区分の寸面標示の軽減効果等素材生産に係るトータルコストの低減化に資するものと考えております。